



肢体不自由児向け 補足資料

令和3年度 就学に関する説明会



横浜市教育委員会
特別支援教育相談課
(特別支援教育総合センター)

本日の流れ

- 1 横浜市の学びの場について
- 2 肢体不自由児における
就学相談について
- 3 補足説明

Ⅰ 横浜市の学びの場について

一般学級

◆学級規模

40人(※1・2年生は、35人学級)に対し、教員1名

◆教育課程 学習指導要領で定められた学年で指導する内容
学年ごとに系統立てられている

◆特別支援教育に関する相談窓口

・児童支援専任(特別支援教育コーディネーター)

◆配慮が必要な児童への具体的な支援

- ・学級内での支援・・・座席の配慮、教材の工夫、言葉かけの工夫など
- ・TT(チームティーチング)の活用
- ・特別支援教室等における個別的な指導

等

*学校によってスロープやエレベータ等の設置状況が違います。学区の校長との面談や見学の際にご確認ください。

個別支援学級（特別支援学級）

◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視

◆学級規模・・・児童生徒8名に対し、教員1名

◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校の教育課程を参考に、

お子さんの実態に合わせて特別な教育課程を編成

◆個の実態等に応じた指導計画の作成

「個別の教育支援計画」保護者とともに個別に作成

「個別の指導計画」

◆指導形態・・・基本的に学級ごと、合同やグループで活動することもある

◆指導の工夫等

・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習 ・日常生活動作の学習

◆交流及び共同学習

児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

特別支援学校（養護学校）

◆ 部 門 ……視覚障害、聴覚障害、知的障害、**肢体不自由、病弱**

◆ 学級規模……**児童生徒 6名**に対し、**教員1名**

◆ 教育課程

特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達に応じて、教育課程を編成します。

◆ 個の実態等に応じた指導計画の作成

・「**個別の教育支援計画**」保護者とともに個別に作成

・「**個別の指導計画**」

◆ 指導の工夫等

・興味関心に応じて ・教材の工夫 ・体験的な学習

・日常生活動作の学習 ・コミュニケーション ・身体機能の向上

・交流及び共同学習（学区の学校と）

肢体不自由

(市立)

上菅田特別支援学校
若葉台特別支援学校
北綱島特別支援学校
東俣野特別支援学校
中村特別支援学校
左近山特別支援学校

(県立)

中原養護学校
三ツ境養護学校
鎌倉養護学校
金沢養護学校
あおば支援学校

肢体不自由特別支援学校

①看護師の配置について（市立、県立）

→看護師による医療的ケアがあります

②医療的ケアについて

→年度当初に書類の準備や学校での引き継ぎなどがあります

③給食の食形態について

→常食、刻み食、ミキサー食等が用意されている

④スクールバスについて

→定員、健康状態によって難しい場合があります

⑤自立活動教諭について（県立）

→理学療法士、作業療法士等が配置されています

⑥訪問教育について

⑥訪問教育について

- 肢体不自由特別支援学校で行われている教育の形態の一つです。
- 対象となる訪問籍のお子さんについて、実施頻度はご家庭の希望を踏まえながら、週1～3日程度、1回につき2時間程度となっています。
- 保護者付き添いのもと、学校へのスクーリングが可能となっており、行事や集団授業への参加も可能です。スクーリングの際の送迎や医療的ケアは保護者に行っていただくことになっています。

病 弱

(市立) 浦舟特別支援学校

(県立) 横浜南養護学校

病院に入院した場合や医師の診断等がある場合に利用できます。

2 肢体不自由児における 就学相談について



屋根のある肢体不自由の方等のための駐車場が建物入口の近くにありますのでご利用ください。



和田町駅入口

16

至二俣川

至星川

一方通行

帷子川

途中に急な坂道があります。バギーや車いすを押して上がるには厳しい傾斜となっております。

至海老名

和田町駅

相鉄線

至横浜

南口

コンビニ

仏向団地入口

水道道

横浜新道

コンビニ

薬局

調剤薬局

--- は徒歩の経路です。

星川小学校

車で通れない場所があるから注意してね！



横横
→横浜新道
→藤塚IC

養護教育
総合センター前

横浜市特別支援
教育総合センター

仏向小学校
となりです



● 仏向小学校

至藤塚IC

就学相談の申し込みからの流れ

I 学区の学校（校長・副校長）へ電話にて面談の予約

II 学区の校長と面談

面談予約できたら、
特総センターへの
申し込み可

III 特別支援教育総合センターへ相談の申し込み

IV 相談の実施

一般学級・通級指導教室・個別支援級

V 相談後、必要に応じて、相談結果を共有、
今後の具体的な支援について学区の校長と再度面談

I 学区の学校（校長・副校長）へ 電話にて面談の予約

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の公務により、就学相談と前後することもあります。

- ・面談に参加する人数を伝え、注意事項を確認してください。
- ・面談時に、個別支援級や一般学級の見学が可能かを確認してください。

学区の学校の校長と面談

- 災害時において学区の学校が避難場所
- 「地域の中の子ども」として顔と顔が見える関係
- 副学籍交流

Ⅱ学区の校長と面談

当日の朝、検温や体調の確認を必ずしてください。
また、上履き等の持参・マスクの着用の協力をお願いします。

面談や見学を通して

- ①お子さんの様子や就学についての心配な事を相談する。
- ②就学希望の学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える。
- ③学校の雰囲気や個別支援学級の様子や教室環境、特別支援教室の状況などの情報を得ます。

特別支援学校を希望の方は、必ず個別支援学級の見学をしてください。

学区の学校との面談や見学について (特別支援学校を希望する肢体不自由児)

原則として、学区の学校の校長と面談が必要となりますが、肢体不自由のお子さんにつきましては、移動面や体調等の関係から、面談や見学が難しい場合もあると思います。その場合は無理に面談、見学に行く必要はありませんが、小学校に電話連絡をしていただき、校長(副校長)に「特別支援学校を希望しており、特別支援教育総合センターで相談をする予定である」ことを伝えてください。

IV相談の実施

①児童と保護者と当日の流れ確認

②児童 集団活動「学校ごっこ」

※1 ※2

②保護者 相談室待機

③検査結果
有りの場合は
検査なし

③児童 田中ビネー知能検査V
発達検査 60分程度

③保護者 相談1
園や家庭での様子、お子さんの
よいところ、就学にあたって
の不安、希望する学級種、学
校種、学校見学の様子など

④児童 相談室で休憩
その後 保育「自由遊び」

検査結果を受けて
④保護者 相談2

終了（概ね1時間30分から2時間）

※1 肢体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

※2 肢体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

IV相談の実施

②児童 集団活動「学校ごっこ」

※1 ※2

③児童 田中ビネー知能検査Ⅴ
発達検査 60分程度

※1 肢体不自由に関する相談については、状態に応じて集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

※2 肢体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

3 補足説明

(1) 特総センターへ来所せず 個別支援学級入級の判断をする方法

○次の条件を全て満たしていること

- ① 本人と保護者が
知的障害または自閉症・情緒障害
個別支援学級入級のみを希望している
- ② 発達検査(概ね1年以内)の結果がある
ア IQ75以下→知的障害個別支援学級
イ IQ76以上+自閉症等の診断名がある
→自閉症・情緒障害個別支援学級
- ③ 校長との面談で協議し、両者の合意がある

※検討の結果、来所して通常相談となる場合もあります。

(4) 指定地区外就学制度について

【横浜市学区外就学】で検索

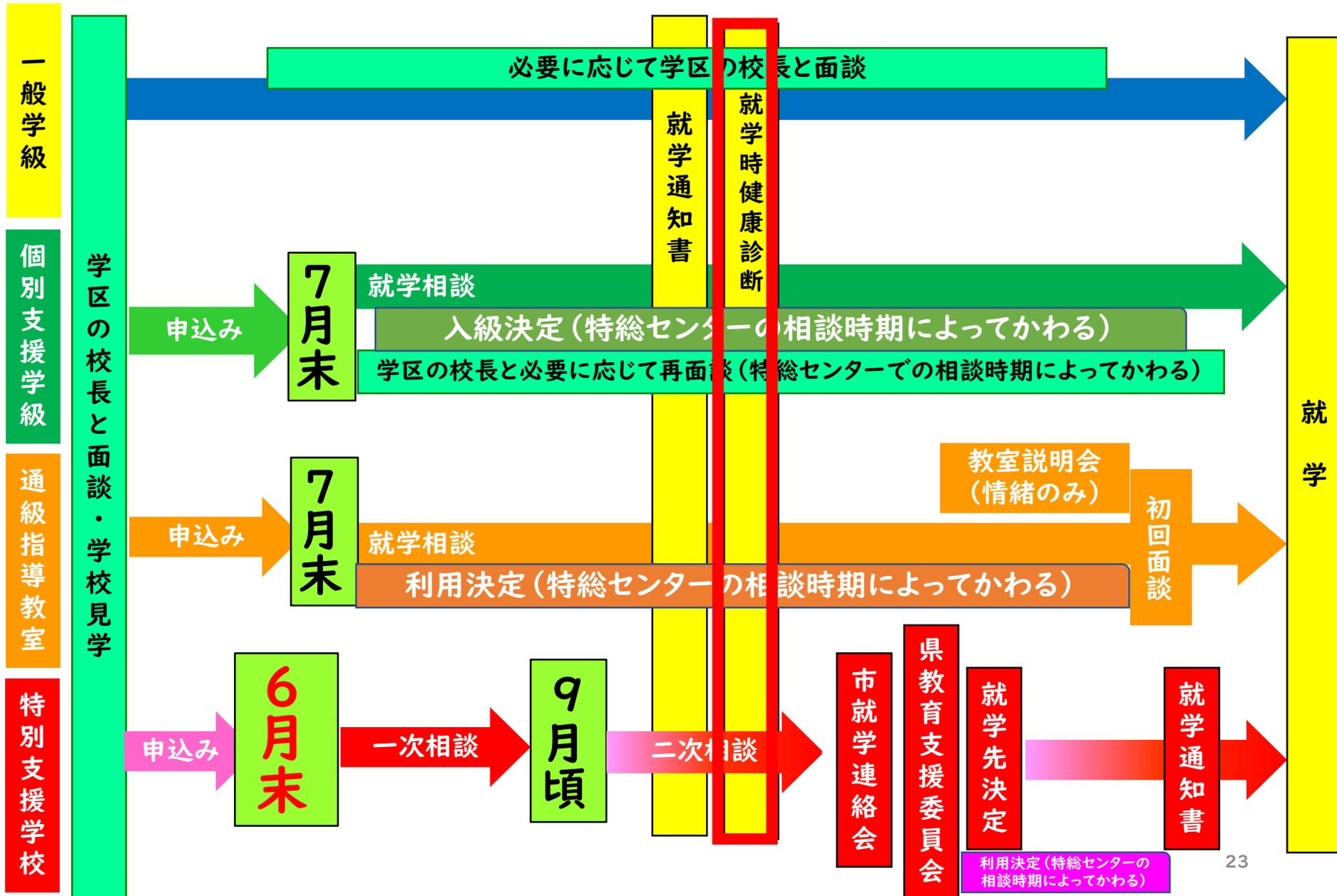
横浜市学区外就学

横浜市HP>暮らし・総合>子育て・教育>学校・教育>通学区域・学校情報>

小中学校・通学区域制度>その他の情報>指定地区外就学制度のご案内

- 横浜市では、住民登録している**住所地により通学区域を定め**、指定された学校に通学することが原則となっています。
- 個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「**指定地区外就学**」という制度があり、いくつかの理由に該当する場合に適用されます。
- この制度を利用したい場合は、学区の学校の校長に相談し、**承諾を得る必要**があります。

就学までのスケジュール



(6) 就学時健康診断

移動面や体調等の関係から
就学時健康診断を希望していない場合

例 特総センターで特別支援学校等の就学に向けた相談をしています。〇〇小学校での就学時健康診断は受けません。

③就学時健康診断にあたって心配なことがある場合や、受診が難しい場合は保護者から所定の小学校へご相談ください。

おわりに

説明させていただきましたが、まだまだご不明な点もあるかと思えます。

来所していただいた際には、個別に1時間程度相談員とお話しする時間があります。

詳細についてのご質問やご不明点は、相談時に相談員にご質問ください。

ご視聴ありがとうございました。